報道関係者各位



笠間市役所 令和5年12月5日(火)

記事掲載依頼

若年がん患者支援および妊娠・出産支援の 新規事業開始について

笠間市では、若年がん患者の方向けの在宅療養や妊娠出産の支援事業、妊娠出産を希望する 方向けの支援事業を、令和5年10月から新たに開始しました。

4つの事業を開始しましたが、県内では笠間市が初めて取り組む内容(事業内容の★印部分)が 多く含まれており、若年層への支援の充実を図っています。

①若年がん患者在宅療養支援事業

介護保険制度の対象外である40歳未満の終末期がん患者の方の在宅療養を支援するため、 介護サービス費用の一部を助成します。

- ※同様の公的支援を受けている場合は対象にはなりません。
- ★補助対象経費のうち、②居宅介護支援の利用料を対象経費とするのは県内では笠間市 だけです。

対象者	終末期がんと診断された40歳未満の方
補助 対象経費 (補助 上限額等)	①医師の意見書(5,000円) ②居宅介護支援(15,000円/月)★ ③訪問介護 ④訪問入浴介護 ※生活保護世帯は③④あわせて70,000円/月(10割補助)

②若年がん患者等のにんよう性温存療法等助成事業(県補助事業の上乗せ 補助)

若年がん患者等の方のがん治療後の妊娠出産を支援するため、下記治療費用を助成します。

- ①がん等治療の前に精子や卵子等を凍結保存する妊孕性温存療法
- ②温存療法で採取・凍結した精子や卵子等を用いた生殖補助医療
- ★②の治療費用を助成するのは、県内では笠間市だけです。

	妊孕性温存療法	温存後生殖補助医療 ★
対象者	42歳以下の方	妻の年齢が42歳以下の夫婦
補助対象経費	妊孕性温存療法 に要した費用	温存後生殖補助医療 に要した費用
補助額	上限10万円	上限15万円
補助回数	1人2回	40歳未満 6回まで 40歳以上42歳以下 3回まで

次ページへ続く



笠間市役所 令和5年12月5日(火)

記事掲載依頼

若年がん患者支援および妊娠・出産支援の 新規事業の開始について

③不育症検查•治療費助成事業

不育症と診断された方が適切な検査・治療を受け、妊娠出産につながるよう支援するため、 不育症検査・治療費用を助成します。

対象者	医療機関で不育症と診断された夫婦
補助対象経費	保険適用外の不育症検査・治療に要した費用
補助額	一年度につき上限5万円

④プレコンセプションケア推進事業 ★

妊娠に関する正しい知識を学ぶプレコンセプションケアを推進するため、医療機関でのプレコンセプションケア受診費用の一部を助成します。

これまで市立病院での受診のみ助成をしていましたが、県内産婦人科での受診も対象となりました。

★プレコンセプションケア受診費用を助成するのは、県内では笠間市だけです。

対象者	妊娠を希望または予定している方
補助対象経費	県内産婦人科で受診した プレコンセプションケアに要した費用
補助額	費用の8割 上限額:女性16,000円、男性12,000円
補助回数	1人1回

<各事業の市ホームページ>



若年がん患者 在宅療養支援事業



若年がん患者等の 妊孕性温存療法等助成事業



不育症検査·治療費 助成事業



プレコンセプションケア 推進事業

この件に関するお問い合わせ

電話番号: 0296-77-9145 ファックス番号: 0296-77-9146 e-mail: kenko@city.kasama.lg.jp